



横浜市こども虐待防止キャラクター
「キャッピー」

横浜市

子供を虐待から守る条例



令和3年10月の改正により、

子育てにおいて「体罰」をしないことを重点とする内容がわかりました！

条例改正のポイント

⇒次の条文中の下線部が、今回の条例改正により変更された部分です。

ポイント①

保護者は子育てに際して、虐待をしないことに加えて、体罰を含む子どもの心を傷つける行為（体罰等）をしないこと、また、保護者の体罰などをしない子育てを、横浜市全体として支える内容を追加しました。

<主な改正点>

第3条（基本理念）第1項 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の人权を著しく侵害し、子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

第4条（市の責務）第2項 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見に努めなければならない。

第6条（保護者の責務）第1項 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、体罰その他の子供の品位を傷つける行為をしてはならない。

※条例では、虐待とまでは言えないような体罰等も、子どもの持つ権利を侵害し、健やかな成長を阻害する「子供の品位を傷つける行為」と定義しました。



ポイント②

子ども自身が、さまざまな権利を持つ一人の人間として尊重されることを、明らかにしました。

<主な改正点>

第3条（基本理念）第2項 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為がなく、全ての子供が一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

第4条（市の責務）第7項 市は、子供に対し、自身が一人の人間として尊重され、虐待から守られるべき存在であることを認識するための啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に関する相談先等の情報の提供を行うものとする。（新規追加）

その他、DV（配偶者からの暴力）対応との連携強化など、児童福祉法等の改正を踏まえた改正を行いました。



「横浜市子供を虐待から守る条例」
（全文）はこちらへ



「裏面では、子育てと体罰について考えました。ぜひご覧ください。」

○体罰は「やむを得ない」と思っていますか？



「子どものしつけのためだから仕方ない」として、体罰をしていませんか。

体罰によって子どもの行動が変わったとしても、それは、叩かれた恐怖心などによって行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達などに悪影響を及ぼしてしまう可能性があり、子どもの健やかな成長・発達において、体罰は必要ありません。

なかなか泣き止まないとき、言うことを聞かないとき、大切な物を壊されたとき……つい子どもに対して手を上げたくなることもあるかもしれません。また、子どもが興奮して話しても聞かないときに、気持ちを切り替えさせるため叩く、悪い行動をやめさせるために叩く、という意見もあります。

でも本当に「怒鳴る」「叩く」という選択肢しかないのでしょうか？ その選択は正しいのでしょうか？



○体罰等による悪循環

子どもに対してイライラした時、つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもあるかもしれません。叩かれたり怒鳴られたりすると、大人への恐怖心などから一時的に言うことを聞かなくてもいいかもしれませんが、このようなやりとりは、根本的な解決にはならず、むしろ子どもに暴力的な言動のモデルを示すこととなります。つまり、自分も周りの人に対して同じように振る舞ってよい、と子どもが学ぶきっかけにもなり得ます。

子どもが保護者に恐怖心などを抱くと、信頼関係を築きにくくなるため、必要なときに悩みを相談したり、心配事を打明けたりすることが難しくなります。子どもが安心できる場であるはずの家庭が、自分の居場所であると感じられなくなり、対人関係のトラブルや非行、犯罪被害など、別の大きな問題に発展してしまう可能性があります。

○体罰等によらない子育てを広げましょう！

1979年、世界で最初に体罰禁止を法定化したスウェーデンでも、長い時間をかけて、社会全体で認識を共有し、体罰によらない子育てを推進していきました。子どもが健やかに成長・発達するためには、体罰等に対する意識を一人ひとりが変えていかなくてはなりません。同時に、保護者が孤立せず、子どもが育ちやすい社会であるために、体罰等を容認しない機運を醸成するとともに、寛容さを持って子どもの成長に温かいまなざしを向け、社会全体で子育てを行っていく必要があります。

横浜市民の皆様が共に手を取り、子育て家庭を応援しながら、体罰等のない社会を実現していきましょう。

体罰等に関するQ&A

Q 自分も体罰等を受けて育ったが、悪影響はない。今の自分があるのは厳しく育ててもらったからだと思っている。

A つらい体験を重ねても、道を外れずに大人になる方もいます。ただし、その経験そのものが効果的であった訳ではなく、つらい経験にどのように向き合ったかが関係しており、体罰等が効果的であったわけでは決してありません。

体罰等を受け続けること、精神的な疾患を将来発症することに相関性があるなど、先進的に取り組んでいる諸国の研究から明らかになっています。

Q 体罰等が禁止されると、わがままで自制心の利かない子どもになってしまうのではないのか。

A それは断じてなく、体罰等は問題や対立の解消のために、暴力を使うことを容認するという事実を子どもに伝えてしまうこととなります。子どもたちには他の子どもを叩いてはいけない、と伝えているにもかかわらず、自分が叩かれると子ども自身に混乱をもたらします。

また、親がしつけの名の下に子どもを叩くとき、子どもが学ぶのは、罰を避けるために「良く振る舞う」ことです。そして、衝突を解決するために、暴力を用いることは許されることだと学習してしまう可能性があります。

Q 体罰等を否定することは、体罰等をした親や教師の愛情を否定することになるのではないのか。

A 人権や科学的知見は歴史の中で発展するものですが、現在においては、体罰等が人権侵害であり、さまざまな弊害をもたらすリスクがあることが明らかになっています。愛情を否定するというではありませんが、体罰等を用いない適切な方法で子育てが行われるべきです。

ご相談はこちらへ

相談は無料。秘密は厳守します。

○お住まいの区の相談窓口へお気軽にご相談ください。

各区福祉保健センター こども家庭支援課(相談受付時間8:45~17:00)

青葉区	045-978-2460	瀬谷区	045-367-5608
旭区	045-954-6160	都筑区	045-948-2349
泉区	045-800-2465	鶴見区	045-510-1840
磯子区	045-750-2525	戸塚区	045-866-8472
神奈川区	045-411-7173	中区	045-224-8345
金沢区	045-788-7728	西区	045-320-8467
港南区	045-847-8413	保土ヶ谷区	045-334-6396
港北区	045-540-2388	緑区	045-930-2361
栄区	045-894-8049	南区	045-341-1153

○児童相談所でもご相談をお受けしています。

中央児童相談所(神奈川区、鶴見区、中区、西区、南区にお住まいの方) ☎045-260-6510

西部児童相談所(旭区、泉区、瀬谷区、保土ヶ谷区にお住まいの方) ☎045-331-5471

南部児童相談所(磯子区、金沢区、港南区、栄区、戸塚区にお住まいの方) ☎045-831-4735

北部児童相談所(青葉区、港北区、都筑区、緑区にお住まいの方) ☎045-948-2441

○「自分自身が虐待をしてしまいそう」など不安なとき、一人で悩まずご相談ください。

よこはま子ども虐待ホットライン



はまっこ 24じかん 24時間 365日
☎0120-805-240

○LINEでの相談もお受けしています。

かながわ子ども家庭110番相談LINE



発行元 横浜市こども青少年局こども家庭課 ☎045-671-4288 ㊟045-681-0925

参考：2020年 厚生労働省 「体罰等によらない子育てを広げよう！」

2019年 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 「子どもに対するあらゆる体罰を禁止するために よくある質問集」